

## 新旧対照表

○ 「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）別紙Q&A

改正前	改正後
<p>1-2 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者のいずれかに負担額（定額）を設定している場合、2019年10月1日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。</p> <p>（答） （略）</p> <p>※ ②や③といった方法も考えられるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②のように負担額を変更する場合、代行機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に登録している契約情報マスタの更新が必要となる。また、特定健康診査受診券面上に負担額を記載しているが、消費税率変更前後の異なる負担額を印刷することは想定されていないため、特定健康診査受診券を再発行する等の事務が考えられるが、加入者や健診実施機関における特定健康診査受診券の取り間違いや二重受診の懸念等があり、また、事務が煩雑になること</li> <li>③のように負担額に関わらず保険者及び受診者へ消費税を転嫁する場合、健診実施機関における事務が煩雑になることから、これらの対応を考えている保険者においては、加入者や健診</li> </ul>	<p>1-2 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者のいずれかに負担額（定額）を設定している場合、2019年10月1日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。</p> <p>（答） （略）</p> <p>（留意点）</p> <p>※1 ②や③といった方法も考えられるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②のように負担額を変更する場合、代行機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に登録している受診券情報マスタの更新が必要となる。また、特定健康診査受診券面上に負担額を記載しているが、消費税率変更前後の異なる負担額を印刷することは想定されていないため、特定健康診査受診券を再発行する等の事務が考えられるが、加入者や健診実施機関における特定健康診査受診券の取り間違いや二重受診の懸念等があり、また、事務が煩雑になること</li> <li>③のように負担額に関わらず保険者及び受診者へ消費税を転嫁する場合、健診実施機関における事務が煩雑になることから、これらの対応を考えている保険者においては、加入者や健診</li> </ul>

<p>実施機関の理解が得られるよう、十分な説明が求められることに留意されたい。</p>	<p>実施機関の理解が得られるよう、十分な説明が求められることに留意されたい。</p> <p>※2 2020年度以降の契約において、保険者及び受診者の負担額のあり方を検討する際には、消費税率変更の影響等についても考慮すること。</p>
<p>3-2 2019年10月1日以降に実施した特定健診及び2019年10月1日をまたいで実施した特定保健指導についての当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。</p> <p>(答)</p> <p>初回面接が2019年9月30日までに実施された特定保健指導費用については、消費税率変更前の契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。</p> <p>2019年10月1日以降に実施した特定健診費用及び初回面接が2019年10月1日以降に実施された特定保健指導費用については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた決済代行方法に基づいた請求を行う。</p> <p>なお、国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金における請求額のチェック処理については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じた上で、請求額と突合する。また、決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、都道府県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金本部において照会対応を行うこととしている。</p>	<p>3-2 2019年10月1日以降に実施した特定健診及び2019年10月1日をまたいで実施した特定保健指導についての当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。</p> <p>(答)</p> <p><del>初回面接が</del>2019年9月30日までに実施された特定保健指導の費用については、消費税率変更前の契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。</p> <p>2019年10月1日以降に実施した特定健診の費用及び<del>初回面接が2019年10月1日以降に実施された</del>特定保健指導の費用については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた決済代行方法に基づいた請求を行う。</p> <p>なお、国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金における請求額のチェック処理については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じた上で、請求額と突合する。また、決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、都道府県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金本部において照会対応を行うこととしている。</p>

<p>3-6 今般の消費税率変更に伴い、2019年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。</p> <p>(答)</p> <p>消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた請求・支払が生じることから、この取扱いに関して、あらかじめ消費税率変更後の対応に係る規定を契約書に付記する又は合意文書(覚書等)を締結する等の対応が必要と考えられる。</p> <p>なお、国において、消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更に係る集合契約における標準的な覚書の例を提示しているため参照されたい。</p>	<p>3-6 今般の消費税率変更に伴い、2019年度やそれ以前の委託契約書の見直しを行う必要があるのか。</p> <p>(答)</p> <p>消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた請求・支払が生じることから、2019年度の委託契約については、この取扱いに関して、あらかじめ消費税率変更後の対応に係る規定を契約書に付記する又は合意文書(覚書等)を締結する等の対応が必要と考えられる。</p> <p>また、2019年度以前に結んだ委託契約に基づき行われる特定保健指導等の課税基準日が2019年10月1日以降となる場合には、消費税率変更の取扱いについて2019年度の委託契約と同様に覚書の締結等が必要になることに留意されたい。</p> <p>なお、国において、消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更に係る集合契約における標準的な覚書の例を提示しているため参照されたい。</p>
<p>3-7 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額(10%課税後の額)等の確認は行われるのか。</p> <p>(答)</p> <p>消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を記載した契約書又は覚書の情報は、保険者協議会から社会保険診療報酬支払基金に提供されるため、当該情報を当該基金の契約情報マスタに登録することにより、システム上で請求額のチェックが可能となる。</p>	<p>3-7 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額(10%課税後の額)等の確認は行われるのか。</p> <p>(答)</p> <p>2019年度の委託契約については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を記載した契約書又は覚書の情報は、保険者協議会から社会保険診療報酬支払基金に提供されるため、当該情報を当該基金の契約情報マスタに登録することにより、システム上で請求額のチェックが可能となる。</p>

具体的には、実施機関から消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて請求があった場合、当該基金において契約情報マスタと請求データの突合をシステム上で行う。請求単価が契約情報マスタ上の単価と一致しない請求データ、あるいは契約情報マスタ上の単価に請求単価より安い単価がある請求データについては、「要確認データ」としてシステム上、確認要求されることになる。その際、目視にて、

- ① 2019年10月1日以降に実施された特定健診又は特定保健指導であること
- ② 請求金額と消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額が合致していること

の2点を確認することになる。

また、請求金額と消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額とが相違している場合には、電話により請求元（実施機関）等に請求内容の確認を行うこととしている。

具体的には、実施機関から消費税率変更前後の契約単価に~~110/108~~を乗じて得た額を用いて請求があった場合、当該基金において契約情報マスタと請求データの突合をシステム上で行う。請求単価が契約情報マスタ上の単価と一致しない請求データ、あるいは契約情報マスタ上の単価に請求単価より安い単価がある請求データについては、「要確認データ」としてシステム上、確認要求されることになる。その際、目視にて、

- ① 2019年10月1日以降に実施された特定健診又は特定保健指導であること
- ② 請求金額と消費税率変更前後の契約単価に~~110/108~~を乗じて得た額が合致していること

の2点を確認することになる。

また、請求金額と消費税率変更前後の契約単価に~~110/108~~を乗じて得た額とが相違している場合及び2018年度以前の委託契約に基づき2019年10月1日以降に特定健診又は特定保健指導が実施された場合には、電話により請求元（実施機関）等に請求内容の確認を行うこととしている。